

事務連絡

平成30年7月30日

各 保険医療機関  
保険薬局  
訪問看護ステーション } 様

岐阜県国民健康保険団体連合会

福祉医療費助成金請求書の記載方法変更について（お願い）

平素は、国保事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成30年8月の高額療養費制度の見直しに伴い、福祉医療費助成金請求書の備考欄における記載方法を下記のとおり一部変更させていただきますので、別紙「福祉医療費助成金請求書記載要領」をご参照のうえ、ご請求くださいますようお願いいたします。

記

1. 主な変更点

・備考欄の記載方法の変更

「福祉医療費助成金請求書記載要領」において、項番6の記載を一部削除し、項番10に別項目として、「限度額適用認定証又は、適用区分の記載がある公費受給者証の提示を受けた場合は、該当するコードと略号を備考欄に記載すること」を追加。

2. その他

- ・別紙「福祉医療費助成金請求書記載要領」は、本会のホームページにも掲示しております。

【お問い合わせ先】

担当課・係	保険者支援課 調整係
担当者名	鵜飼・熊倉
電話番号	058-214-2973

## 福祉医療費助成金請求書記載要領

1. 保険医療機関等の所在地及び名称・開設者氏名欄については、各項目を記載し、届出印を押印すること。
2. 受給資格者番号欄については、受給者証の受給資格者番号を左詰めにして記載すること。
3. 入院・外来欄及び社保・国保・退職者・後期高齢者欄については、該当する数字を○で囲むこと。
4. 高齢受給者証を所持する70歳～74歳の被保険者のうち、生年月日が昭和19年4月2日以降の2割負担の者については、前期高齢者欄に「2」を記載するとともに、8割給付欄に総点数を記載すること。  
高齢受給者証を所持する70歳～74歳の被保険者のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の特例措置により1割負担となる者については、前期高齢者欄に「1」を記載するとともに、9割給付欄に総点数を記載すること。  
高齢受給者証を所持する70歳～74歳の被保険者のうち、3割負担の者については、前期高齢者欄に「1」を記載するとともに、7割給付欄に総点数を記載すること。
5. 長期特定疾病<sup>㊟</sup>の対象者については、長期欄に「1」を記載し、該当給付欄に総点数を記載すること。
6. 公費受給者については、各制度に該当する番号を長期欄に記載するとともに、患者負担額欄に公費に係る自己負担相当額を記載すること。  
なお、総点数と公費対象点数が同点数でない場合は、公費対象点数欄に公費対象点数を併せて記載すること。
  - ・小児慢性特定疾患医療の対象者 「2」
  - ・特定疾患医療の対象者 「3」
  - ・障害者総合支援法の対象者 「4」
  - ・難病の患者に対する医療等に関する法律の対象者 「5」
7. 感染症法（結核）〔第37条の2〕の対象者については、長期欄を「ブランク」とし、該当給付欄に総点数を記載するとともに、公費対象点数欄に公費対象点数を記載すること。
8. 患者負担額欄については、診療報酬明細書記載要領に準じて記載すること。  
ただし、長期特定疾病<sup>㊟</sup>の対象者については、患者負担限度額に達した場合は、患者負担限度額をそれ以外の場合は、患者負担額を必ず記載すること。  
公費併用の受給者については、原則、公費負担医療に係る患者負担額を記載すること。
9. 2以上の公費受給者証を所持する受給者については、主たるものを長期欄に記載し、それ以外の公費については、備考欄に公費負担者番号を記載すること。（長期特定疾病<sup>㊟</sup>と他の公費を併用して受給している場合は、長期特定疾病<sup>㊟</sup>を長期欄に優先して記載すること。）
10. 限度額適用認定証又は、適用区分の記載がある公費受給者証の提示を受けた場合は、該当するコードと略号を備考欄に記載すること。
11. 月遅れ請求分については、備考欄に診療年月を ○年 □月分と記載すること。
12. 柔道整復、はり灸・マッサージ及び訪問看護ステーションについては、「点数」を「円」と読み換えて記載すること。
13. 合計欄については、1枚ごとに件数・点数等を合計して記載すること。

参考

平成 30 年 8 月 分

福祉医療費助成金請求書

県別	表別	医療機関等	コード	診療科
21		01-99999		

医療機関等の所在地及び名称・開設者氏名

関係市町村長様

岐阜市下奈良2-2-1  
O△□病院

下記のとおり請求します。

開設者名 国保 太郎

平成 30 年 9 月 10 日

電話番号 058 (214) 2973

印

No.	受給資格者番号	氏名	入院	社 退 後	保 退 後	保 退 後	保 退 後	前 退 後	長 期 者	7割給付 総点数	8割給付 総点数	9割給付 総点数	公費対象点数	患者負担額	食事療養費 標準負担額 (基準額)	備考
1	201-12345678901	福祉 OO	1 入	2 入	1 入	2 入	3 入	4 入	2							26区了
2	202-12345678	福祉 △△	1 入	2 入	1 入	2 入	3 入	4 入								31多了
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

平成30年8月以降分のコード・略号

コード	略号	所得区分(70歳未満)	所得区分(70歳以上)
26	区ア	区分ア	現役並みⅢ
27	区イ	区分イ	現役並みⅡ
28	区ウ	区分ウ	現役並みⅠ
29	区エ	区分エ	一般
30	区オ	区分オ	低所得ⅡⅠ
31	多ア	区分ア / 多数回	現役並みⅢ / 多数回
32	多イ	区分イ / 多数回	現役並みⅡ / 多数回
33	多ウ	区分ウ / 多数回	現役並みⅠ / 多数回
34	多エ	区分エ / 多数回	一般 / 多数回
35	多オ	区分オ / 多数回	

「備考欄」について  
 下記の場合は、該当するコードと略号を記載すること。  
 ・ 限度額適用認定証が提示された場合  
 ・ 公費併用分で、適用区分の記載のある公費受給者証が提示された場合  
 なお、高額療養費多数回該当者についても同様に記載すること。

※ 各項目の記載方法については、「福祉医療費助成金請求書記載要領」を参照のこと。（「福祉医療費助成金請求書記載要領」は、岐阜県国民健康保険団体連合会のホームページに掲載）